

(別冊 2)

事業報告書

令和 5 年度
(第 1 0 期事業年度)

自：令和 5 年 4 月 1 日
至：令和 6 年 3 月 3 1 日

独立行政法人 地域医療機能推進機構

目 次

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	2
3	政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	2
4	中期目標	3
	（１）地域医療機能推進機構が所掌する医療事業を取り巻く現状、 目指すべき姿	
	（２）一定の事業等のまとまりごとの目標等	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	6
6	中期計画及び年度計画	7
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	1 2
	（１）ガバナンスの状況	
	（２）役職員等の状況	
	（３）職員の状況	
	（４）重要な施設等の整備等の状況（主なもの）	
	（５）純資産の額及び出資者ごとの出資額	
	（６）財務の状況	
	（７）社会及び環境への配慮等の状況	
	（８）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	1 6
	（１）リスク管理の状況	
	（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業績の適正な評価の前提情報	1 8
1 0	業務の成果と使用した資源との対比	2 1
	（１）当事業年度の主な業務成果・業務実績	
	（２）自己評価	
	（３）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価 の状況	
1 1	予算と決算との対比	2 3
1 2	財務諸表	2 3
1 3	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	2 5
1 4	内部統制の運用に関する情報	2 6
1 5	既往の閣議決定の内容	2 6
1 6	法人の基本状況	2 7
	（１）沿革	
	（２）設立に係る根拠法	
	（３）主務大臣	
	（４）組織図	
	（５）本部、病院の所在地	
	（６）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
	（７）主要な財務データの経年比較	

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

1 7 参考情報 3 4

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

(2) その他公表資料等との関係の説明

独立行政法人地域医療機能推進機構

令和 5 年度事業報告書

1. 法人の長によるメッセージ

地域医療機能推進機構（JCHO）は、2014 年 4 月に、社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院の 3 つの団体が統合されてできた、全国 57 の病院からなる独立行政法人です。

全国規模で高度急性期医療から地域包括ケア、介護、健診業務、さらには地域医療連携や医療人材の育成まで幅広い活動を展開しています。

日本は国民の 5 人に 1 人が後期高齢者という超高齢化社会を迎え、さまざまな問題が発生すると懸念される「2025 年問題」に直面しています。そのような激変する環境のなかでも『安心の地域医療を支える』という理念を実現するために、私たちはいま、

- ・全国ネットワークを活かした「良質な医療提供」の拡充
- ・全国 27,000 人が生み出す知見を活かし育てる「教育の JCHO」の展開
- ・全国 57 か所、すべての病院での「健全経営」の推進

などを重点目標に据えて取り組んでいます。いつまでも地域で信頼され必要とされ続けるために、これからも真摯に努力し続けてまいります。

独立行政法人地域医療機能推進機構

理事長 山本 修一

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）は、病院、老健施設等の運営を行い、救急医療・災害時における医療・へき地医療・周産期医療・小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としています。（独立行政法人地域医療機能推進機構法（以下「機構法」という。）第3条）

(2) 業務内容

当機構は、機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- 一 病院の設置及び運営を行うこと。
- 二 介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。
- 三 看護師養成施設（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所をいう。）の設置及び運営を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年（令和7年）までにいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題としています。

その中で、医療ニーズについては、高齢化の進展に伴い慢性疾患を抱えながら生活している者が増加していることから、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まってきています。

同時に、介護ニーズについても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加する等、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきています。

このような状況の中、医療・介護サービスの需要の増大・多様化に対応していくためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築する必要があることから、厚生労働省としては、地域ごとにバランスのとれた病床の機能の分化・連携を進めるとともに、地域医療として一体的に地域包括ケアシステムを構成する在宅医療や介護サービスの充実を図るための取り組みを進めているところであります。

JCHOは、全国に病院を展開し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に老健施設が併設されているという特長を有しています。

主要な事務及び業務については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的として、JCHOの資源を最大限有効活用し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、病院、老健施設等を運営しております。

独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）に係る政策体系図

医療政策における現状と課題

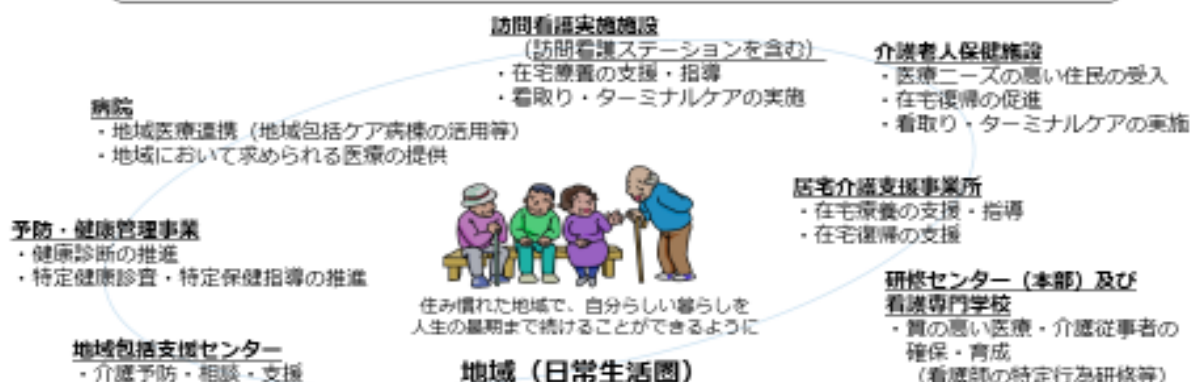
- 高齢化が進展し、2025年には、「団塊の世代」が75歳以上となる。（2025年問題）
- 75歳以上は特に医療・介護の需要が高い。
→医療・介護サービスの提供体制の整備が急務

厚生労働省による対応の方向性

- 医療・介護提供体制の整備
 - 2025年度の医療需要を勘案した病床の機能分化・連携
 - 地域包括ケアシステム[※]の構築
 - 医療・介護連携の推進
 - 医療・介護従事者の確保・育成
- ※ 住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域において、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制

第2期中期目標期間（平成31～令和5年度）における法人が果たすべき役割

- 病院、介護老人保健施設等のリソースを最大限有効活用し、地域医療・地域包括ケアの要として予防・医療・介護をシームレスに提供すること
- 全国的なネットワークのメリットを活かし、財政的に自立した運営のもと地域において必要とされる医療・介護を提供していくこと



4. 中期目標

- (1) JCHO が所掌する医療事業を取り巻く現状、目指すべき姿（厚生労働省第2期中期目標（平成31年4月～令和6年3月））

JCHO は、病院、老健施設等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(以下「5事業」という。)、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としています。

JCHO は、全国に病院を展開し、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有し、また、約半数の病院に老健施設が併設されているという特長を有している。JCHO においてはこれらの特長を活かしつつ、地域医療構想の実現に資する範囲で、病院の所在する地域の医療関係者等との協力の下、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患（以下「5疾病」という。）、並びに、5事業、リハビリテーション、在宅医療、その他当該地域において必要とされる医療及び介護を効果的かつ効率的に提供し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活でき、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境づくりに積極的に取り組み、地域医療・地域包括ケアの要として、予防・医療・介護をシームレスに提供していくことが求められています。

このため、JCHOの主要な事務及び業務については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図ることを目的として、JCHOの資源を最大限有効活用し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、病院、老健施設等を運営しております。

詳細につきましては、第2期中期目標をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標等

JCHOの中期目標においては、以下の区分とされております。

一定の事業等のまとまり
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
1 診療事業
(1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進
(2) 予防・健康づくりの推進
2 介護事業
3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供
4 教育研修事業
第2 業務運営の効率化に関する事項
第3 財務内容の改善に関する事項
第4 その他業務運営に関する重要事項

区分ごとの目標の概要については以下のとおりです。

○第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

・1 診療事業 (1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進

将来の医療需要の動向を踏まえるとともに、地域協議会等を活用しながら地域のニーズの把握に努め、地域の実情に応じ、地域の他の医療機関等との連携を図ることにより、地域での取組が十分でない分野を積極的に補完するなど、都道府県で策定された地域医療構想の実現により一層貢献するとともに、地域包括ケアの要として予防・介護とシームレスに質の高い医療を提供する体制の充実・強化に取り組んでいます。

・1 診療事業 (2) 予防・健康づくりの推進

地域住民に対する健康教室の開催や各種予防接種の実施などを通し、生活習慣病予防をはじめとする地域住民の主体的な健康の維持増進を図ります。

また、疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査、特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施に努めています。

・2 介護事業

地域の住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアの要として、介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでをシームレスに提供する体制の充実・強化に取り組んでいます。

特に病院に隣接し、病院と一体的に運営されているという JCHO の老健施設の特長を活かした医療ニーズの高い者（喀痰吸引、経管栄養又は酸素吸入が必要な者等）の受入れや、訪問看護ステーションにおける重症者（末期悪性腫瘍、神経難病、医療機器の装着、精神科重症患者等）の受入れを推進する等、安心安全なケアが実施できる体制の充実・強化に取り組んでいます。

老健施設等におけるサービスの実施に当たっては、在宅復帰の促進や認知症対策等の国の政策及び利用者等の自宅での介護や看取りのニーズを踏まえた適切な役割を果たすよう努めています。

・ 3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供

利用者が、医療・ケアの内容を理解し、治療等を選択できるよう、利用者やその家族等への説明、利用者やその家族等からの相談体制を充実させ、人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた対応等、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施します。

JCHO がもつ全国ネットワークを活用した医療事故の原因や対策等の情報共有に努め、各施設（病院、老健施設等）の医療事故や院内感染の防止を徹底します。

・ 4 教育研修事業

全国に 57 施設を有する JCHO のネットワークを活用した臨床研修プログラムやキャリアパスの見直し等を図ることにより、質の高い職員の確保・育成に努めています。

急速な高齢化の進展に伴う医療ニーズの増大等を踏まえ、地域において適切な初期対応等を行う総合的な診療能力を持つ医師の育成に努めています。

在宅医療の推進、医師の働き方改革の実現等のため、特定行為に係る看護師の研修を推進します。

地域の医療・介護の質の向上のため、地域の医療・介護従事者に対する教育にも取り組んでいます。

また、地域医療の確保のため附属看護専門学校の適切な運営や医療従事者を目指す学生に対する臨地実習の受入れに努めます。

○第 2 業務運営の効率化に関する事項

法人全体としての経営の健全性が保たれるよう、本部機能の見直しなど、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を構築します。

各病院の特性を活かした良質な医療及び介護の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通し、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をします。

○第 3 財務内容の改善に関する事項

1 経営の改善

各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営の下、健全な経営を行います。

2 長期借入金の償還確実性の確保

病院建物や大型医療機器の投資に当たっては、長期借入金の償還確実性を確保します。

○第4 その他業務運営に関する重要事項

1 職員の人事

良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医師、看護師、介護福祉士等の医療・介護従事者数については、医療及び介護を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営にも十分配慮します。

2 内部統制、会計処理

独立行政法人として求められる透明性や説明責任を確保するため、マニュアルの更新や研修により、業務の標準化、職員の能力向上及び役職員の認識の共有を図り、適正な内部統制を確保するとともに適切に会計を処理します。

その際、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）を参考にします。

また、モニタリングを通し内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、JCHOの組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ります。

3 コンプライアンス、監査

会計事務の公正性や透明性と説明責任の確保を含むコンプライアンス（法令遵守）徹底の取組を推進します。

監事による監査のほか、全病院に対し、毎年、会計監査人による外部監査を実施します。

4 情報セキュリティ対策の強化

地域の医療機能の向上及びJCHOの業務最適化の観点並びに政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいます。

5 広報に関する事項

JCHOの役割、各病院の取組等について積極的な広報活動に努めます。

6 病院等の譲渡

JCHOは、機構法第14条を踏まえた適切な対応を行います。

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【理念】

JCHOは、地域の住民、行政、医療機関と連携し、地域医療の改革を進め、安心して暮らせる地域づくりに貢献します。

【使命】

- ① 地域医療、地域包括ケアの要として、超高齢社会における地域住民の多様なニーズに応え、地域住民の生活を支えます。
- ② 地域医療の課題の解決・情報発信を通じた全国的な地域医療・介護の向上を図ります。
- ③ 地域医療・地域包括ケアの要となる人材を育成し、地域住民への情報発信を強化します。
- ④ 独立行政法人として、社会的な説明責任を果たしつつ、透明性が高く、財政的に自立した運営を行います。

6. 中期計画及び年度計画

第2期中期計画（平成31年4月～令和6年3月）に掲げる項目及びその主な内容と令和5年度の年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第2期中期計画及び年度計画をご覧ください。

第2期中期計画と主な指標等	令和5年度計画と主な指標等
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 診療事業	
(1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進	
① 地域の他の医療機関等との連携 ▶ 地域連携クリティカルパスの整備や地域包括ケア病棟の活用 ▶ かかりつけ医や訪問看護ステーション等との連携・協力	▶ 同左
② 5疾病・5事業等の実施 ▶ 救急搬送の受入体制の確保 ▶ へき地等の医師不足地域への医師の派遣	▶ 同左
③ 質の高い医療の提供 ▶ 職種間の協働に基づくチーム医療を実施 ▶ クリティカルパス（診療計画）の活用	▶ 同左
④ 地域におけるリハビリテーションの実施 ▶ 急性期・回復期においては、治療開始後、より早期からのリハビリテーションを実施 ▶ 維持期においては、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションを積極的に行う	▶ 同左

評価における指標 ▶ 地域で中核的な役割を期待される病院の救急搬送応需率を毎年度 85%以上 ▶ 地域の中核病院を補完する役割を主に期待される病院の地域包括ケア病棟の在宅復帰率を毎年度 85%以上	数値目標 ▶ 地域で中核的な役割を期待される病院の救急搬送応需率を 85%以上 ▶ 地域の中核病院を補完する役割を主に期待される病院の地域包括ケア病棟の在宅復帰率を 85%以上
(2) 予防・健康づくりの推進 ▶ 地域住民のニーズを踏まえた公開講座等 ▶ 人間ドッグや生活習慣病予防検診の強化	▶ 同左
評価における指標 地域住民への教育・研修の実施回数を毎年度 1,000 回以上	数値目標 地域住民への教育・研修の実施回数を 1,000 回以上
2 介護事業	
(1) 在宅復帰の推進	
▶ 医療ニーズの高い者を受け入れ、安心安全なケアが実施できる体制を充実・強化 ▶ 認知症対策や在宅療養のニーズを踏まえた在宅復帰の推進	▶ 同左
(2) 在宅療養支援の推進 ▶ 重症者の受入れや相談に適切に対応する体制を充実・強化	▶ 同左
(3) 介護予防事業及び自立支援・重度化予防の実施 ▶ 地域包括支援センターを始め、行政と連携し、介護予防事業を積極的に実施	▶ 同左
評価における指標 ▶ 老健施設の在宅復帰率を、毎年度、前年度より増加させ、令和 5 年度までに 55%以上 ▶ 訪問看護ステーションの重症者の受入数を、毎年度、前年度より増加させ、令和 5 年度までに年間 1 万 3,000 人以上	数値目標 ▶ 老健施設の在宅復帰率を、55%以上 ▶ 訪問看護ステーションの重症者の受入数を、1 万 3,000 人以上
3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供	
(1) 分かりやすい説明と相談しやすい環境の推進	

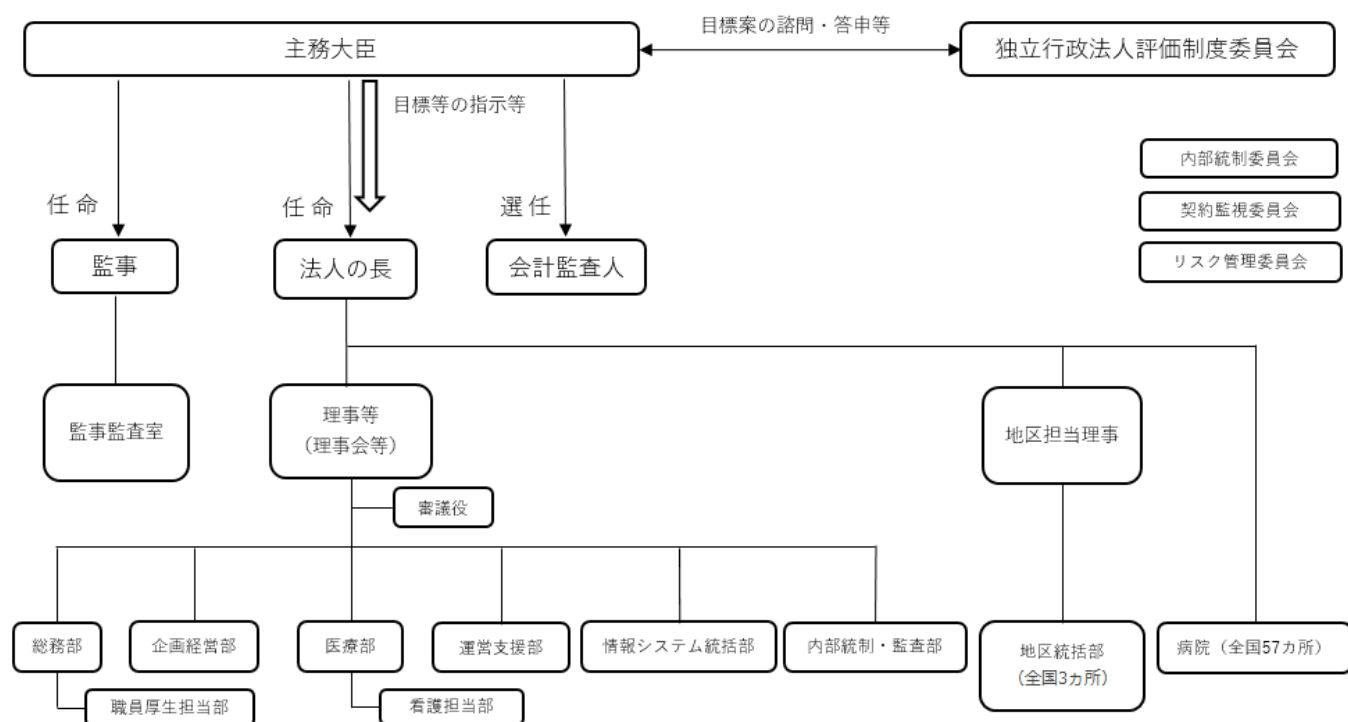
▶ 患者満足度調査等により利用者のニーズを的確に把握 ▶ 人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施	▶ 同左
（２）医療事故・院内感染の防止の推進 ▶ 毎年、医療安全及び感染管理の管理者等に対し、研修を実施 ▶ 医療事故の原因や対策等の情報共有	▶ 同左
評価における指標 ▶ 入院患者及び外来患者のうち「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度 87%以上 ▶ 入所者及び通所者のうち「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合の平均を毎年度 92%以上	数値目標 ▶ 入院患者及び外来患者のうち「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合の平均を 87%以上 ▶ 入所者及び通所者のうち「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合の平均を 92%以上
4 教育研修事業	
（１）質の高い人材の確保・育成 ▶ 質の高い職員の育成 ▶ 質の高い医師の育成 ▶ 質の高い看護師の育成	▶ 同左
（２）地域の医療・介護従事者に対する教育 ▶ 地域の医療従事者、介護従事者を対象とした研修の充実	▶ 同左
評価における指標 ▶ 特定行為に係る看護師の研修の修了者を中期目標期間（５年間）中に 250 人以上養成 ▶ 地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数（JCHO の職員が地域の医療・介護従事者に対して講演や研修等を行った回数）を毎年度 480 回以上	数値目標 ▶ 特定行為に係る看護師の研修の修了者を、50 人以上を目標に養成 ▶ 地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数（JCHO の職員が地域の医療・介護従事者に対して講演や研修等を行った回数）を 480 回以上
第２ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	

1 効率的な業務運営体制の推進 (1) 本部・地区組織・各病院の役割分担 ▶ 役割分担が明確で相互に密接に連携し合える組織体制	▶ 同左
(2) 効率的・弾力的な病院組織の構築 ▶ 弾力的に見直しを図り、効率的な病院組織体制	▶ 同左
(3) 職員配置 ▶ スケールメリットを活かした職員配置	▶ 同左
(4) 「働き方改革」への対応 ▶ 職員全体の勤務環境の改善	▶ 同左
(5) 業績等の評価 ▶ 各病院の目標管理及び運営実績等に基づく評価 ▶ 業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を適切に運用し、人事制度への活用	▶ 同左
(6) IT化に関する事項 ▶ 24時間体制での運用監視 ▶ 中小病院のシステム公開時期に合わせて、JCHO 統一モデルの電子カルテの順次導入の準備を進める。	▶ 同左
2 業務運営の見直しや効率化による収支改善	▶ 同左
(1) 収入の確保 ▶ 診療報酬や介護報酬の施設基準の新規取得を図る ▶ 医業未収金比率を平成 30 年度実績値より低減	▶ 同左
(2) 適正な人員配置に係る方針 ▶ 適正な人員配置、コスト低減となる業務委託を実施	▶ 同左
(3) 材料費 ▶ 材料費の比率の低減	▶ 同左
(4) 投資の効率化 ▶ 医療機器の購入費用の削減	▶ 同左
(5) 調達等の合理化 ▶ 毎年度「調達等合理化計画」を策定	▶ 同左

(6) 一般管理費の節減 ▶ 中期目標の期間の最終年度において、平成 30 年度実績値に比し、5 %以上節減	▶ 平成 30 年度実績に比し、5 %を目標に節減
第 3 予算、収支計画及び資金計画	
1 経営の改善 ▶ 中期目標期間の各年度の損益計算において、経常収支率を 100%以上	▶ 同左
2 長期借入金の償還確実性の確保	▶ 同左
第 4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1 職員の人事に関する計画	▶ 同左
2 医療機器・IT・施設設備の整備に関する計画	
3 積立金の処分等に関する事項	
4 内部統制、会計処理	
5 コンプライアンス、監査	
6 情報セキュリティ対策の強化	
7 広報に関する事項	
8 病院等の譲渡	
9 その他	

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況



(2) 役職員等の状況

① 役職員等の状況

(令和6年4月1日現在)

職 名	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理 事 長	山 本 修 一	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日		平成26年4月 千葉大学副学長 令和3年4月 独立行政法人地域医療機能推進機構 理事(病院支援担当) 令和4年4月(現職)
理 事	屋 敷 次 郎	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	管理・労 務・経営 担当	令和3年9月 厚生労働省大臣官房審議官(年金、 災害対策担当) 令和4年6月(現職)
理 事	山 本 圭 子	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	医療・研 修担当	令和5年7月 厚生労働省医薬局血液対策課長 令和6年4月(現職)
理 事	今 泉 弘	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	病院経 営・総合 診療医担 当	平成2年4月 相模野病院長 令和6年4月(現職)
理 事	佐 藤 秀 暢	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	情報シス テム担当	令和3年4月 ニッセイ情報テクノロジー(株) ヘルスケアコンサルティング営業部 プリンシパルコンサルティング部長 令和4年4月(現職)
理 事	島 田 陽 子	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	看護・介 護・地域 包括ケア 担当	平成4年10月 千葉大学大学院看護学研究院特任教 授 令和6年4月(現職)
理 事 (非常勤)	内 藤 浩	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	東日本地 区担当	平成30年4月 群馬中央病院長 令和6年4月(現職)
理 事 (非常勤)	西 田 俊 朗	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	西日本地 区担当	令和2年4月 大阪病院長 令和4年4月(現職)
理 事 (非常勤)	長 郷 国 彦	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	九州地区 担当	平成28年4月 諫早総合病院長 令和6年4月(現職)
理 事 (非常勤)	伊 藤 由希子	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	社会保 障・経済 政策担当	平成30年4月 津田塾大学総合政策学部教授 令和6年4月(現職)
理 事 (非常勤)	伊 藤 典 子	自 令和6年4月1日 至 令和8年3月31日	病院薬剤 師育成担 当	平成31年4月 埼玉メディカルセンター薬剤部長 令和6年4月(現職)
監 事 (非常勤)	石 尾 肇	自 令和元年7月1日 至 令和5年度 財務諸表承認日		昭和63年12月 石尾公認会計士事務所 所長 平成26年4月(現職)
監 事 (非常勤)	牧 健太郎	自 令和元年7月1日 至 令和5年度 財務諸表承認日		平成16年12月 牧公認会計士・税理士事務所 所長 平成28年4月(現職)

② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人はE Y新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は67,800千円（消費税抜き）です。

なお、当該監査法人に対する非監査業務に基づく報酬は該当ありません。

（３）職員の状況

常勤職員は令和6年3月1日において23,914人（前年比91人増加）となっています。平均年齢は40.3歳で、国等からの出向者は69人です。

なお、役員・管理職に占める女性の割合、男女の賃金の差異、男女別の育児休業取得率の実績は下記のとおりです。

役員・管理職に占める女性の割合 役員8.3%、管理職44.3%

男女の賃金の差異 常勤職員67.1%、非常勤職員47.8%、計62.6%

男女別の育児休業取得率 男性21.5%、女性：99.1%

（４）重要な施設等の整備等の状況（主なもの）

① 当事業年度中に建替整備が完了した主要施設等

全面建替

千葉病院 一般 160床

増築

熊本総合病院 健康管理センター等（病棟は含まない）

② 当事業年度において建替中の主要施設等の新設・拡充

全面建替

桜ヶ丘病院 一般 159床

部分建替

中京病院 一般 405床（全病床612床の一部）

徳山中央病院 一般 249床（全病床519床の一部）

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

なし

（５）純資産の額及び出資者ごとの出資額

（単位：百万円）

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	85,491	—	—	85,491
資本剰余金	366,669	—	—	366,669
利益剰余金	88,949	2,368	△ 32,400	58,917

（注1） 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(6) 財務の状況

① 財源の内訳（補助金、運営費交付金、借入金、債権発行等）

（単位：百万円）

区分	金額	構成比率（％）
収入		
業務収入	416,635	53.6
その他収入	361,166	46.4
合計	777,800	100.0

② 自己収入に関する説明

当機構では、医療、介護サービスを提供することにより、396,285 百万円の自己収入を得ています。この自己収入は診療報酬等の診療業務収益 380,207 百万円、介護報酬等の介護業務収益 14,461 百万円、授業料等の教育業務収益 325 百万円、その他 1,292 百万円となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、社会及び環境への配慮の方針として、「独立行政法人地域医療機能推進機構における温室効果ガス排出の抑制等のための実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

JCHOは、全国に病院を展開し、法人全体として高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有するとともに、約半数の病院に介護老人保健施設が併設され、訪問看護ステーションや居宅介護支援事業所等の介護事業も担っています。これらの特長を生かし、救急医療の実施やへき地等の病院へ医師派遣等を行うことにより、法人全体で地域医療を支えられること、また地域のニーズに応じ、医療と介護にまたがる柔軟なサービスを提供すること等により、地域包括ケアシステムの更なる推進に貢献できることが法人の強みです。

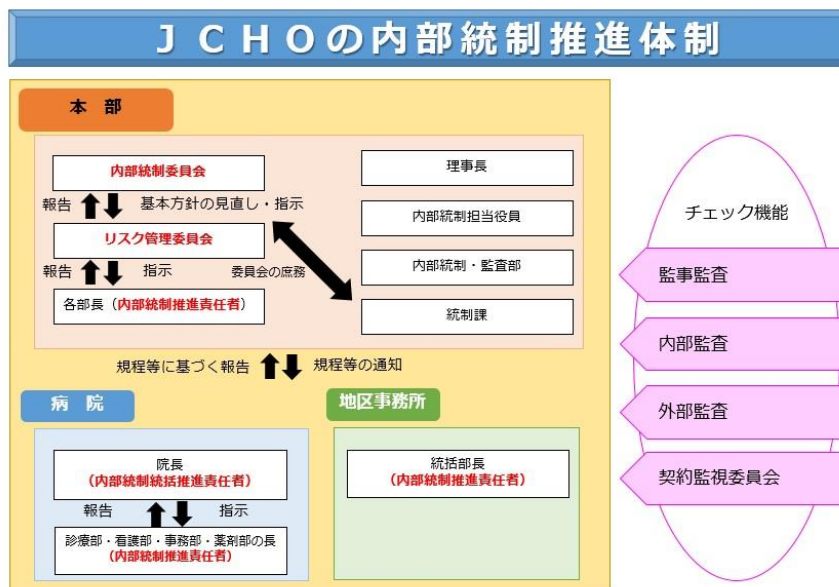
こうした強みを支える人材を育成するため、「教育のJCHO」を掲げ、法人の全国ネットワークを活用して、特定行為を実施する看護師や高度な看護実践能力及びマネジメント能力等を持つ質の高い看護師の育成を行うとともに、地域の他の医療機関等とも連携しつつ、臨床研修プログラムやキャリアパスの見直しを図ることにより、質の高い職員の確保・育成に取り組むとともに、タスク・シフト／シェアの推進等を行っています。また、JCHOが上記の強みを発揮し、地域の医療・介護の質の向上に貢献するためには、地域でかかりつけ医機能を発揮する医療機関をはじめとした他施設との連携が重要です。このため、法人内のみならず、感染予防や認知症に関する研修など、地域の医療・介護従事者に対する教育研修も実施しています。こうした取組を進めることが、法人の強みを持続的に発揮し、地域における医療・介護サービスの基盤を維持するために不可欠であると考えています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当機構では、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構法第3条の目的を有効かつ効率的に果たすために定める内部統制基本方針に基づき、リスク管理規程を定め、リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減、見直しなどの一連のリスク管理活動を通して、リスクの状況を的確に把握し、リスクに対して必要な措置を講じることを基本方針としています。

(体制図)



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① リスクの識別

当機構の業務範囲の網羅性を確保したうえで、直面するリスクを洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、管理対象とするリスクを特定します。

《発生が想定されるリスク一覧表》

リスクカテゴリー	リスク項目
医療事故等リスク	医療事故による患者死亡等、不適切な対応
	患者生命に支障のない医療事故
	設備・機械の損傷・故障
	施設管理ミスによる病院利用者の死傷事故
	院内感染（患者・医療者）
	病院食による患者の食中毒
法令等違反リスク	大量の個人情報漏洩
	情報資産の漏洩・流出

	針刺し事故等労働災害
	医療廃棄物の違法処理・不法投棄
	セクハラ・パワハラ等
	倫理規程・就業規則等違反
	職員不祥事（飲酒運転等業務外）
	反社会的勢力との関わり
	贈収賄
	主務官庁への虚偽報告
資産損失リスク	不適切な契約
	現金や金券の盗難
	領収書の不正発行による着服
	医薬品・診療材料の安易な失敗廃棄
	医薬品・診療材料の不正持ち出し
	現金の過不足の発生（会計処理）
	診療費の不払い（回収不能）
システムリスク	情報システムの障害・破壊による業務中断
	ウイルス汚染（システム）
事務処理リスク	診療報酬改定内容のフォロー不足
	算定基準の充足要件確認不足
	請求前のレセプトチェック不備
	加算項目の算定漏れ
	苦情・クレーム処理（対応困難な患者の対応）
経営プロセスリスク	施設・設備投資失敗
	人材流失（引き抜き、集団退職）
外部環境リスク	地震・津波
	台風・集中豪雨
外部環境リスク	火災爆発
	水・電気供給等停止事故
	暴力行為・不審者侵入
	風評による病院イメージ低下
	医療制度・介護保険制度変更
	診療報酬マイナス改定
	購買物品の高騰
	競合病院開業

② リスクの評価

管理対象として特定したリスクについて、業務の規模・特性及びリスクプロファイルに見合

ったリスクの分析・評価を行う。評価結果については、発生頻度と損害規模により整理した当機構のリスクマップを作製し、リスク管理に取り組むこととしています。

③ リスクのモニタリング

リスクの状況については、顕在化の状況や削減策について適切な頻度で確認するほか、発生頻度、損害規模及びリスクカテゴリーを考慮のうえ、優先的に取り組むこととした対策優先リスクとして定めたリスク等については監査においても確認し、監査結果についてはリスク管理委員会へ報告しています。

④ リスクのコントロール及び削減

対策優先リスク 8 項目については、当該リスクへの対応状況を各施設で自己点検し、不足する事項については対応策を策定のうえ、計画的に取り組むようにしています。

9. 業績の適正な評価の前提情報

(1) 地域で必要とされている医療の提供

当機構の特徴は、予防、医療、介護の分野に幅広く取り組み、かつ地域において必要とされる在宅医療・介護の提供を行っていることであり、地域包括ケアの要として地域住民の多様なニーズに応えています。

特に、救急医療、地域包括ケア病棟の活用、リハビリテーションの充実、予防・健康管理事業などに積極的に取り組み、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献しています。

① 診療事業

○救急医療

- ・救命救急センター 2 病院
- ・救急告示病院 56 病院

○災害医療

- ・災害拠点病院 13 病院
- ・災害支援病院等 19 病院

○小児救急

- ・小児救急医療 21 病院
- (救 急 拠 点 ・ 輪 番)

○周産期医療

- ・地域周産期母子医療センター
- 認定病院数 6 病院

○へき地医療

- ・へき地医療拠点病院 5 病院

- ・ハイリスク分娩取扱病院数 11 病院

- ・へき地診療所の指定管理 1 病院

- ・へき地診療所への医療人材派遣病院数 11 病院

◇地域包括ケア病棟 (※)

- ・48 病院

※地域の医療機関とも連携しながら急性期治療を経過し、病状が安定した患者に対して、在宅療養を行っています。

※患者の受け入れに積極的に取り組み、患者の在宅復帰を支援しています。

② 介護事業

○ 介護老人保健施設 (26 施設)

- ・医療ニーズの高い利用者の受入れ、介護負担軽減のための短期入所、入所前後の訪問指導、看取りなどに積極的に取り組んでいます。

○ 訪問看護ステーション (40 施設)

- ・24 時間対応やターミナル期・重症者の受入れなど、訪問看護の提供体制を強化し、在宅療養をする高齢者や小児の支援に取り組んでいます。

- 居宅介護支援事務所（30 施設）

- ・在宅療養者の介護についての情報提供を行い、利用者に適したサービスの導入の援助・支援を行っています。

- 地域包括支援センター（委託）（13 センター）

- ・地域ケア会議や介護予防事業などに積極的に参画し、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

（2）質の高い人材の育成・確保

全国のネットワークを活用し、地域の他の医療機関とも連携をしつつ、高度急性期から慢性期まで幅広く医療を提供している特徴を生かした臨床研修プログラムやキャリアパスの見直しを図ることにより質の高い職員の確保・育成にも取り組んでいます。

① 質の高い職員の育成

- 質の高い事務職員の育成

- ・財政的に自立した運営を行うため、事務職員に対し病院経営、内部統制等に関する研修を行い、質の高い事務職員を育成します。

- 質の高い医療・介護関係職種の育成

- ・医療・介護関係職種を対象とした研修などを実施することにより、質の高い医療・介護関係職種を育成します。

- ・介護関係職種については、都道府県が実施する「認知症介護実践リーダー研修」等を活用し、施設において指導的立場にある職員の知識や指導力等のさらなる向上をはかる。

- 質の高い看護基礎教育

- ・5校の附属看護専門学校を有し、地域医療・地域包括ケアの担い手として、保健・医療・福祉の質の向上に寄与し、地域社会の多様なニーズに対応できる、看護に関する幅広い能力と豊かな人間性を兼ね備えた看護実践者の育成をおこなっています。

② 質の高い医師の育成

今後の急速な高齢化の進展に伴う医療ニーズの増大等を踏まえ、地域において適切な初期対応等を行う総合的な診療能力を持つ医師の育成に取り組んでいます。

- JCHO版病院総合医（Hospitalist）育成プログラム

- ・地域医療やチーム医療の要となることが期待される総合診療医の育成については、当機構では時代の求めに応じ、他の団体に先駆け、平成29年度から地域医療に貢献する医師を育成するために育成プログラムを開始しています。

- 特任指導医の育成

- ・日本専門医機構が総合診療専門医の育成を開始していることも踏まえ、JCHOにおける総合診療医育成促進を目的に、令和4年度より、特任指導医講習会の受講を希望する医師を支援する取り組みを行っています。

③ 質の高い看護師の育成

チーム医療及び在宅医療の推進や働き方改革への対応等のため特定行為を手順書により行う看護師や高度な看護実践能力及び高度なマネジメントの能力を持ち、医師など他職種との協働によりチーム医療を積極的に提供していくことのできる質の高い看護師の育成に取り組んでいます。

○ 特定行為（※1）に係る看護師の研修（※2）について

・地域医療の場で、看護師が患者の「治療」と「生活」の両面から、患者の状態に応じてより迅速かつ適切な対応ができることを重点的に強化するために、糖尿病看護、透析看護、感染看護、創傷ケアの4領域を独自に設定し、関連する11の特定行為区分および、令和2年度からは国が定める領域別パッケージ研修「在宅・慢性期領域」について研修を実施した。さらに、令和5年度からは急性期医療への対応のため、7区分1領域（術中麻酔）を加え、全18区分2領域とし、毎年50人以上の修了者を目標としています。

※1 特定行為

・特定行為は、一般的に医療行為とされる診療の補助のうち、高度な専門知識及び技能並びに思考力及び判断力を必要とする行為であり、研修を修了した看護師が手順書により行う21区分38行為です。

※2 特定行為に係る看護師の研修

・特定行為ができる看護師を10万人以上確保していく国の方針があり、保健師助産師看護師法の一部改正によって、平成27年10月1日から特定行為を行う看護師に対し、「特定行為研修」の受講が義務付けられています。

○ 専門看護師及び認定看護師について

・看護の専門性を活かし、多職種とともに質の高い医療の提供を行うことを目的に、専門看護師及び認定看護師の育成を行っています。令和6年3月31日時点で、専門看護師28人、認定看護師423人が活躍しており、看護のレベルを向上させ、高度な医療の提供に寄与しています。

※1 専門看護師は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護を効率よく行うための知識と技術を深め、卓越した看護実践能力を有することを認められた看護師

※2 認定看護師は、特定の看護分野における熟練した看護技術及び知識を用いて、あらゆる場で看護を必要とする対象に、水準の高い看護実践能力を有することを認められた看護師

○ 高度なマネジメント能力の育成について

・新任の看護管理者に対し、主体的に地域包括ケアシステムの構築を推進できる能力を育成するための研修を実施しています。

・認定看護管理者教育課程ファーストレベル、セカンドレベル、サードレベル研修を実施し、質の高い看護管理者の育成に取り組んでいます。令和6年3月31日時点で、112人が認定看護管理者の資格を保有し、組織の発展に貢献しています。

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

令和5年度は、地域において良質な医療を提供する体制の充実・強化に取り組むとともに、アフターコロナや人口減少、医師の働き方改革等の医療環境の変化に対応し、地域において必要とされる医療・介護を提供し続けられる体制を整備するための各種取組を推進してきました。

具体的には、入院患者数の減少や医療需要の変化を乗り越えられる経営基盤を整備・強化するため、令和5年度及び6年度の2か年を「経営強化集中期間」に設定し、特に経営強化が必要と考えられる病院に対し、病院機能の見直しや収支の抜本的な改善に向けた計画の策定と目標達成に向けた経営支援を行いました。また、こうした環境の変化に対応できる人材を育成するため、「教育のJCHO」を掲げ、特定行為を実施する看護師や高度な看護実践能力・マネジメント能力等を有する看護師など、質の高い人材の育成・確保を推進してきました。

また、今年1月1日に発生した能登半島地震においては、国からの要請に基づき、令和6年1月12日～3月6日にかけて全国のJCHO病院から看護師44名（延べ296人日）を公立穴水総合病院へ派遣しました。また、自治体や看護協会等からの要請に基づき、医師、看護師等の多職種で構成される災害派遣医療チーム（DMAT）として14隊（延べ257人日）を派遣したほか、薬剤師や理学療法士等のコメディカルも派遣し現地の多様なニーズに対応しました。加えて石川県からの要請を受け、石川県内のJCHO病院附属老健施設において、定員を超える入所者を被災地から受け入れるため、JCHO内の他の施設から介護福祉士の派遣を行うなど、公的医療機関として災害時の地域医療・介護の確保にも貢献しました。

(2) 自己評価

（単位：百万円）

項目	評定（※）	行政コスト
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 診療事業		
(1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進【重】 【難】	A	381,812
(2) 予防・健康づくりの推進	A	
2 介護事業 【重】 【難】		
(1) 在宅復帰の推進	A	14,921
(2) 介護療養支援の推進		
(3) 介護予防事業及び自立支援・重度化予防の実施		
3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供		
(1) 分かりやすい説明と相談しやすい環境の推進	B	－
(2) 医療事故・院内感染の防止の推進		

4 教育研修事業		
(1) 質の高い人材の確保・育成	A	822
(2) 地域の医療・介護従事者に対する教育		
II 業務運営の効率化に関する事項		
1 効率的な業務運営体制の確立	B	－
2 業務運営の見直しや効率化による収支改善		
III 財務内容の改善に関する事項 【難】		
1 財務内容の改善に関する事項	A	－
2 短期借入金の限度額		
3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
4 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする時は、その計画		
5 剰余金の使途		
IV その他業務運営に関する重要事項		
1 職員の人事に関する計画	B	－
2 医療機器・IT・施設設備の整備に関する計画		
3 内部統制・会計処理		
4 コンプライアンス、監査		
5 情報セキュリティ対策の強化		
6 広報に関する事項		
7 病院等の譲渡		
8 その他		
法人共通		2,102
合計		399,657

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

※詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。(http://www.jcho.go.jp/)

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
評価(※)	A	A	A	A	－

※ 評価の説明

S：中期計画（目標）における所期の目標を「量的及び質的」に上回る「顕著な成果」が得られている。

A：中期計画（目標）における所期の目標を上回る「成果」が得られている。

B：中期計画（目標）における所期の目標を達成している。

C：中期計画（目標）における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：中期計画（目標）における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1 1. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	差額理由
収 入			
業務収入	400,993	416,635	定期預金の払戻
その他収入	256,504	361,166	
計	657,497	777,800	
支 出			
業務経費	407,957	374,076	人件費及び経費の減少 施設整備費の減少 国庫納付金の支払額及び資金運用の預入
診療業務経費	358,247	355,797	
介護業務経費	14,010	13,932	
教育業務経費	661	611	
その他の経費	35,038	3,737	
施設整備費	95,486	35,309	
その他支出	169,759	369,986	
計	673,202	779,370	

(注1) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

※詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。(http://www.jcho.go.jp/)

1 2. 財務諸表

(1) 貸借対照表 (http://www.jcho.go.jp/)

(単位：百万円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流動資産	268,304	流動負債	71,299
現金及び預金	151,525	買掛金	16,130
有価証券	43,500	未払金	41,001
医業未収金	59,507	一年以内支払リース債務	11
施設運営事業未収金	2,043	引当金	10,744
棚卸資産	10,961	その他	3,413
その他	768		
固定資産	386,335	固定負債	72,263
有形固定資産	373,975	引当金	45,887
無形固定資産	11,320	リース債務	8
投資その他の資産	1,040	その他	26,368
		負債合計	143,562
		純 資 産 の 部	
		資本金	85,491
		資本剰余金	366,669
		利益剰余金	58,917
		純資産合計	511,077
資産合計	654,639	負債純資産合計	654,639

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(2) 行政コスト計算書 (<http://www.jcho.go.jp/>)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 損益計算書上の費用	399,657
診療業務費	378,667
介護業務費	14,921
教育業務費	794
一般管理費	2,047
その他経常費用	602
臨時損失	2,627
II その他行政コスト	0
除売却差額相当分	0
III 行政コスト	399,657

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(3) 損益計算書 (<http://www.jcho.go.jp/>)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 (A)	396,285
診療業務収益	380,207
介護業務収益	14,461
教育業務収益	325
その他経常収益	1,292
経常費用 (B)	397,030
診療業務費	378,667
介護業務費	14,921
教育業務費	794
一般管理費	2,047
その他経常費用	602
臨時損益 (C)	3,113
当期純利益 (A-B+C)	2,368

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(4) 純資産変動計算書 (<http://www.jcho.go.jp/>)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	85,491	366,669	88,949	541,109
当期変動額	—	—	△30,032	△30,032
その他行政コスト	—	—	—	—
国庫納付金納付			△32,400	△32,400
当期純利益	—	—	2,368	2,368

当期末残高	85,491	366,669	58,917	511,077
-------	--------	---------	--------	---------

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(5) キャッシュ・フロー計算書 (<http://www.jcho.go.jp/>)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	10,398
診療業務活動によるキャッシュ・フロー	38,693
介護業務活動によるキャッシュ・フロー	623
教育業務活動によるキャッシュ・フロー	△285
その他の業務活動によるキャッシュ・フロー	3,527
利息の受払額	239
国庫納付金の支払額	△32,400
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△11,952
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△15
IV 資金増加額 (又は△減少額) (D=A+B+C)	△1,570
V 資金期首残高 (E)	53,095
VI 資金期末残高 (F=D+E)	51,525

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

科 目	金 額
資金期末残高	51,525
定期預金	100,000
現金及び預金	151,525

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

※詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。(<http://www.jcho.go.jp/>)

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和5年度末現在の資産合計は654,639百万円となり、対前年度比23,687百万円減(3.5%減)となっています。これは、流動資産が対前年度比43,338百万円減(13.9%減)となったことが主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和5年度の行政コストは399,657百万円となっています。

(3) 損益計算書

令和5年度の経常損益は△745百万円となり、対前年度比23,198百万円減(103.3%減)となっています。なお、臨時損益3,113百万円を計上した結果、当期純利益は2,368百万円となり、対前年度比19,110百万円減(89.0%減)となっています。

(4) 純資産変動計算書

令和5年度の純資産は、国庫納付金の納付△32,400百万円、当期純利益が2,368百万円増加した結果、511,077百万円となっています。

(5) キャッシュ・フロー計算書

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは10,398百万円となり、対前年度比35,390百万円減(77.3%減)となっています。これは、補助金等収入が対前年度比22,800百万円減(50.6%減)となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

当機構では、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構法第3条の目的を有効かつ効率的に果たすため、機構における内部統制に係る基本方針を定め、内部統制の充実及び強化を図ることとしており、本部に理事長を委員長とする内部統制委員会を置き、内部統制に係る対策の検討及び実施に関すること等を審議することとしています。

当該事業年度においては、コンプライアンス推進計画に基づく各施設の取り組み状況や本年度のコンプライアンス推進計画について内部統制委員会へ報告を行っています。

15. 既往の閣議決定の内容

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に従い、地域医療に対する医療法体系に基づく国の役割を踏まえ、将来的には、地域における医療機能の状況に配慮しつつ、地域医療機能推進機構に対する国の関与をなくす方向で引き続き検討しています。

16. 法人の基本状況

(1) 沿革

平成 17 年 10 月 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構として設立

全国の社会保険病院等（社会保険病院、厚生年金病院、船員保険病院）を、(社)全国社会保険協会連合会、(財)厚生年金事業振興団、(財)船員保険会に運営を委託して医療の提供を行っています。

平成 26 年 4 月 独立行政法人地域医療機能推進機構に改組

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の改正（平成 23 年法律第 73 号）により、平成 26 年 4 月に社会保険病院等は独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が改組されて発足する独立行政法人地域医療機能推進機構が直接運営する病院グループとなっています。

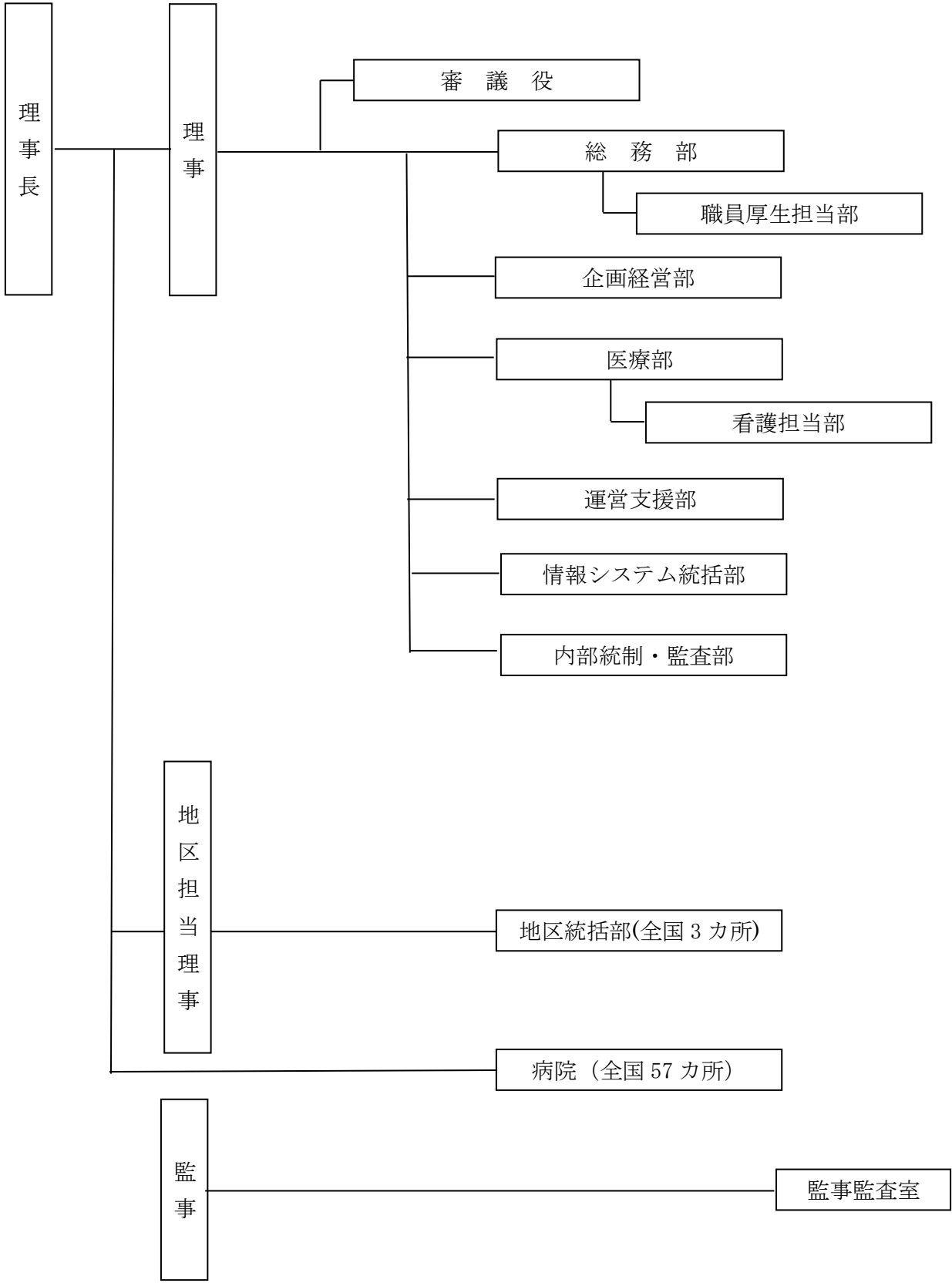
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）

(3) 主務大臣（主務省 所管課等）

厚生労働大臣（厚生労働省医政局医療経営支援課医療独立行政法人支援室）

(4) 組織図 (令和6年4月1日)



(5) 本部、病院の所在地（令和6年4月1日現在）

[本部]

本部 : 東京都港区高輪 3-22-12

[地区事務所]

東日本地区事務所 : 東京都港区高輪 3-22-12 1F
西日本地区事務所 : 大阪府大阪市福島区福島 4-2-78 大阪病院内
九州地区事務所 : 熊本県八代市松江城町 2-26 熊本総合病院内

[病院]

北海道病院 : 北海道札幌市豊平区中の島 1 条 8-3-18
札幌北辰病院 : 北海道札幌市厚別区厚別中央 2 条 6-2-1
登別病院 : 北海道登別市登別東町 3-10-22
仙台病院 : 宮城県仙台市泉区紫山 2-1-1
仙台南病院 : 宮城県仙台市太白区中田町字前沖 143
秋田病院 : 秋田県能代市緑町 5-22
二本松病院 : 福島県二本松市成田町 1-553
うつのみや病院 : 栃木県宇都宮市南高砂町 11-17
群馬中央病院 : 群馬県前橋市紅雲町 1-7-13
さいたま北部医療センター : 埼玉県さいたま市北区宮原町 1-851
埼玉メディカルセンター : 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 4-9-3
千葉病院 : 千葉県千葉市中央区仁戸名町 682
船橋中央病院 : 千葉県船橋市海神 6-13-10
東京高輪病院 : 東京都港区高輪 3-10-11
東京新宿メディカルセンター : 東京都新宿区津久戸町 5-1
東京山手メディカルセンター : 東京都新宿区百人町 3-22-1
東京城東病院 : 東京都江東区亀戸 9-13-1
東京蒲田医療センター : 東京都大田区南蒲田 2-19-2
横浜中央病院 : 神奈川県横浜市中区山下町 268
横浜保土ヶ谷中央病院 : 神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町 43-1
相模野病院 : 神奈川県相模原市中央区淵野辺 1-2-30
湯河原病院 : 神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-21-6
山梨病院 : 山梨県甲府市朝日 3-11-16
桜ヶ丘病院 : 静岡県静岡市清水区桜が丘町 13-23
三島総合病院 : 静岡県三島市谷田字藤久保 2276
高岡ふしき病院 : 富山県高岡市伏木古府元町 8-5
金沢病院 : 石川県金沢市沖町ハ-15
福井勝山総合病院 : 福井県勝山市長山町 2-6-21

若狭高浜病院	: 福井県大飯郡高浜町宮崎 87-14-2
可児とうのう病院	: 岐阜県可児市土田 1221-5
中京病院	: 愛知県名古屋市中区三條 1-1-10
四日市羽津医療センター	: 三重県四日市市羽津山町 10-8
滋賀病院	: 滋賀県大津市富士見台 16-1
京都鞍馬口医療センター	: 京都府京都市北区小山下総町 27
大阪病院	: 大阪府大阪市福島区福島 4-2-78
大阪みなと中央病院	: 大阪府大阪市港区磯路 1-7-1
星ヶ丘医療センター	: 大阪府枚方市星丘 4-8-1
神戸中央病院	: 兵庫県神戸市北区惣山町 2-1-1
大和郡山病院	: 奈良県大和郡山市朝日町 1-62
玉造病院	: 島根県松江市玉湯町湯町 1-2
りつりん病院	: 香川県高松市栗林町 3-5-9
宇和島病院	: 愛媛県宇和島市賀古町 2-1-37
高知西病院	: 高知県高知市神田 317-12
下関医療センター	: 山口県下関市上新地町 3-3-8
徳山中央病院	: 山口県周南市孝田町 1-1
九州病院	: 福岡県北九州市八幡西区岸の浦 1-8-1
久留米総合病院	: 福岡県久留米市櫛原町 21
福岡ゆたか中央病院	: 福岡県直方市大字感田 523-5
佐賀中部病院	: 佐賀県佐賀市兵庫南 3-8-1
松浦中央病院	: 長崎県松浦市志佐町浦免 856-1
諫早総合病院	: 長崎県諫早市永昌東町 24-1
熊本総合病院	: 熊本県八代市通町 10-10
人吉医療センター	: 熊本県人吉市老神町 35
天草中央総合病院	: 熊本県天草市東町 101
南海医療センター	: 大分県佐伯市常盤西町 7-8
湯布院病院	: 大分県由布市湯布院町川南 252
宮崎江南病院	: 宮崎県宮崎市大坪西 1-2-1

(注) 各名称には、「独立行政法人地域医療機能推進機構」が付されています。

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

関連公益法人：一般社団法人地域医療機能推進学会

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	540,428	580,495	624,816	678,326	654,639
負債	85,086	105,077	105,185	137,217	143,562
純資産	455,341	475,418	519,630	541,109	511,077
行政コスト	372,279	373,753	391,484	408,671	399,657
経常収益	375,468	393,711	435,416	425,350	396,285
経常費用	371,303	372,373	387,383	402,896	397,030
当期純利益	3,181	20,077	44,213	21,478	2,368

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	診療事業	介護事業	教育研修事業	法人共通	合計
収入					
業務収入	386,915	14,443	243	1,311	402,912
その他収入	7	0	0	240,976	240,982
計	386,922	14,443	243	242,286	643,894
支出					
業務経費	361,095	13,339	301	4,228	378,964
診療業務経費	361,095	0	0	0	361,095
介護業務経費	0	13,339	0	0	13,339
教育業務経費	0	0	301	0	301
その他の経費	0	0	0	4,228	4,228
施設整備費	30,915	691	0	52,598	84,203
その他支出	206	0	0	255,731	255,938
計	392,216	14,030	301	312,552	719,099

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(注) 新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金収益については見込んでいません。

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	診療事業	介護事業	教育研修事業	法人共通	合計
収益の部	389,117	14,408	264	1,110	404,899
診療業務収益	389,117	0	0	0	389,117
医業収益	383,083	0	0	0	383,083
研究収益	461	0	0	0	461
その他診療業務収益	5,573	0	0	0	5,573
介護業務収益	0	14,408	0	0	14,408
介護収益	0	13,913	0	0	13,913
その他介護業務収益	0	495	0	0	495
教育業務収益	0	0	264	0	264
看護師等養成所収益	0	0	140	0	140
研修収益	0	0	6	0	6
その他教育業務収益	0	0	119	0	119
その他経常収益	0	0	0	1,110	1,110
財務収益	0	0	0	179	179
その他	0	0	0	931	931
臨時利益	0	0	0	0	0
費用の部	389,892	14,449	446	3,785	408,572
診療業務費	389,892	0	0	0	389,892
人件費	196,527	0	0	0	196,527
材料費	100,494	0	0	0	100,494
諸経費	67,820	0	0	0	67,820
減価償却費	25,051	0	0	0	25,051
介護業務費	0	14,449	0	0	14,449
人件費	0	9,632	0	0	9,632
諸経費	0	3,992	0	0	3,992
減価償却費	0	825	0	0	825
教育業務費	0	0	446	0	446
人件費	0	0	201	0	201
諸経費	0	0	115	0	115
減価償却費	0	0	130	0	130
一般管理費	0	0	0	2,334	2,334
人件費	0	0	0	1,553	1,553
諸経費	0	0	0	569	569
減価償却費	0	0	0	212	212

その経常費用	0	0	0	531	531
財務費用	0	0	0	226	226
その他	0	0	0	305	305
臨時損失	0	0	0	921	921
純利益	△ 775	△ 41	△ 182	△ 2,676	△ 3,673
総利益	△ 775	△ 41	△ 182	△ 2,676	△ 3,673

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(注) 新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金収益については見込んでいません。

③ 資金計画

(単位：百万円)

区別	診療事業	介護事業	教育研修事業	法人共通	合計
資金収入	386,922	14,443	243	327,027	728,636
業務活動による収入	386,915	14,443	243	1,311	402,912
診療業務による収入	386,915	0	0	0	386,915
介護業務による収入	0	14,443	0	0	14,443
教育業務による収入	0	0	243	0	243
その他の収入	0	0	0	1,311	1,311
投資活動による収入	7	0	0	360,000	360,007
財務活動による収入	0	0	0	△ 119,024	△ 119,024
前年度からの繰越金	0	0	0	84,741	84,741
資金支出	386,922	14,443	243	327,027	728,636
業務活動による支出	361,095	13,339	301	4,223	378,958
診療業務による支出	361,095	0	0	0	361,095
介護業務による支出	0	13,339	0	0	13,339
教育業務による支出	0	0	301	0	301
その他の支出	0	0	0	4,223	4,223
投資活動による支出	31,111	691	0	421,098	452,899
有形固定資産の取得による支出	21,610	386	0	47,706	69,703
その他の支出	9,500	304	0	373,392	383,197
財務活動による支出	11	0	0	△ 112,769	△ 112,758
翌年度への繰越金	△ 5,294	413	△ 58	14,476	9,536

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(注) 新型コロナウイルス感染症対応に係る補助金収益については見込んでいません。

※詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

(<https://www.jcho.go.jp/jchoinfo/年度計画-2/>)

17. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

流動資産

現金及び預金：現金、預金

有価証券：譲渡性預金、合同運用指定金銭信託

医業未収金：医業収益に対する未収金

施設運営事業未収金：介護業務収益に対する未収金

棚卸資産：医薬品、診療材料、給食用材料など

固定資産

有形固定資産：土地、建物、医療用器械備品など

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権など

投資その他の資産：長期前払費用、災害備蓄在庫など

流動負債

買掛金：医薬品、診療材料、給食用材料にかかる未払債務

未払金：買掛金以外の未払債務

一年以内支払リース債務：リース取引にかかる債務のうち一年以内に支払期限が到来する債務

引当金

(賞与引当金)：支給対象期間に基づき定期的に支給する役員業績年俸及び職員賞与に対する引当金

固定負債

引当金

(退職給付引当金)：将来支払われる退職給付に備えて設定される引当金

リース債務：リース取引にかかる債務

純資産

資本金：政府による出資金

資本剰余金：財務及び会計に関する省令第3条第1項に基づく評価差額金、旧委託先団体より受け入れた財産などの累計額

利益剰余金：業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

その他行政コスト：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すためにフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

診療業務収益：医業（入院診療、外来診療、保健予防活動等）にかかる収益、診療業務にかかる補助金・寄付金など

介護業務収益：介護業務（施設サービス、在宅サービス、介護予防サービス等）にかかる収益、介護業務にかかる補助金・寄付金など

教育業務収益：看護師養成所等にかかる収益、研修受入にかかる収益、教育研修業務にかかる補助金・寄付金など

診療業務費：医業（入院診療、外来診療、保健予防活動等）に要する給与費、材料費、委託費、設備関係費（減価償却費を含む）など

介護業務費：介護業務（施設サービス、在宅サービス、介護予防サービス等）に要する給与費、材料費、委託費、設備関係費（減価償却費を含む）など

教育業務費：看護師養成所等にかかる給与費、経費（減価償却費を含む）、研修受入にかかる経費など

一般管理費：本部組織にかかる給与費、経費（減価償却費を含む）など

その他経常費用：長期借入金にかかる支払利息、振込手数料など

臨時利益：受取保険金、固定資産の売却益、賠償金等の受入など

臨時損失：固定資産の除却損、減損損失、医療賠償など

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：

通常の実務の実施に係る資金の状態を表す

診療業務活動によるキャッシュ・フロー：

医業にかかる収入、医業を行うための人件費、医薬品等の材料費購入による支出など

介護業務活動によるキャッシュ・フロー：

介護業務にかかる収入、介護業務を行うための人件費、医薬品等の材料費購入による支出など

教育業務活動によるキャッシュ・フロー：

看護師養成所等にかかる授業料等の収入、看護師養成所等にかかる人件費の支出など

その他の業務活動によるキャッシュ・フロー：

その他の業務活動による収入、一般管理部門の人件費支出など

投資活動によるキャッシュ・フロー：

有価証券の償還による収入及び取得による支出、定期預金の払戻による収入及び預入による支出、固定資産の取得による支出など

財務活動によるキャッシュ・フロー：

長期借入金の借入による収入及び返済による支出、リース債務の返済による支出など

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書として、以下の報告書等を作成しています。

- ◆ ホームページ：当機構のご案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。
- ◆ 問合せ・窓口相談
- ◆ パンフレット（環境報告書、パンフレット）
- ◆ JCHOニュース など